

第4回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和5年7月10日(月)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊地 國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男
9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名 8番 沖津由藏
6. 出席職員氏名 事務局長 田中 幸彦 主査 秋田 凌
7. 案 件

報告 第1号 農地の転用事実に関する照会について

議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案 第2号 非農地証明願の承認について

議案 第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(改正)に関する協議について

事務局長

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年7月1日に招集告示致しました「令和5年度第4回農業委員会定例総会」を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日出席されている農業委員は7名で、8番 沖津委員の1名が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席されております。なお、沖津委員より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉

(～会長あいさつ～)

事務局長

それでは横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

1番 菊池國廣 委員、9番 澤谷政夫 委員を指名致します。

次に会期の決定を行います。総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は、本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田

1ページをお願い致します。報告第1号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので、現地調査を実施致しました。照会地は、〇〇〇〇付近の〇〇〇〇より〇〇～約〇〇〇〇m付近に位置しております。

事務局 秋田 現況は、相当前より〇〇〇〇していると見られました。また、念のため平成〇〇年以前の航空写真も確認しましたが、その当時に既に〇〇〇〇しておりました。農振農用地区域外であることも産業振興課担当者へ確認済みであります。以上について、周辺の状況及び地形等を総合的に考慮し、農地として活用できる見込みが無いこと、また農地への復旧が困難なことから非農地として回答致しました。照会地の図面は2ページでございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。(意見なし) 意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは、3ページ及び4ページをお願い致します。ご説明する前に本日の議案に係る現地調査は6月30日(金)に、農業委員3番 野坂委員及び農地利用最適化推進委員の浦須内推進委員と濱谷推進委員並びに事務所の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は5件でございます。

まず3ページをご覧ください。番号1については、現在譲受人が既に〇〇〇〇を作付けしており今後も耕作することと、申請地の〇〇側に譲受人が作付けしている〇〇〇〇と一体的に利用できることから集積・集約化が出来るため、売買にて所有権移転するものであります。

次に番号2と3についてですが、同じ譲受人による売買での所有権移転となります。番号3は元々譲受人が〇〇〇〇を作付けしております。取得後は、どちらも〇〇〇〇を作付けするとのことです。

次に4ページをご覧ください。番号4については、〇〇〇〇となっており、親族間の贈与による所有権移転となります。譲受人は申請地の耕作を長年行っておりましたが、〇〇〇〇でありました。しかし、令和5年〇〇〇〇となり農地の取得が可能となった為、申請する運びとなりました。

事務局 秋田 最後に番号5についても、〇〇〇〇となります。こちらは所有者が〇〇へ転入しており、農地の全ての管理が出来ないとの事で親族へ贈与し、所有権移転

するものであります。譲受人は現在農業を営んでおりません。譲受人はその旨把握しており、新規就農し自ら農作業を行うとのことです。また、提出していただいた営農計画書では、作物は〇〇〇〇を作付けし、最初の1年は自家消費から始め、次年度からは〇〇〇〇等を計画するとのことです。将来は規模拡大し〇〇〇〇等も計画しております。通作距離は、自宅から申請地まで約〇〇〇〇m程度なので容易にたどり着けます。

機械はトラック〇〇台、耕運機〇〇台、草刈り機〇〇台、作業農具一式は父が所有しているとの事です。その他必要があれば周辺農家へ協力を依頼するとのことです。申請地の図面は、5ページから8ページでございます。

また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 浦須内 (～現地調査結果報告～)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。
(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。
本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(挙手) 全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に議案第2号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは、9ページをお願い致します。

議案第2号 非農地証明願の承認について、ご説明致します。今回の申請は1件です。申請人は、父が逝去したことに伴い農地を相続しましたが、現況が山林原野化しており、農地ではなくなっているため地目変更を希望するものであります。申請地の図面は10ページでございます。現地調査の結果については、推進委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 濱谷 (～現地調査結果報告～)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

よろしいですか。それではこれより採決致します。本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手) 全員賛成ですので、議案第2号は承認することに決定致します。

次に、議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(改正)に関する協議について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは、11ページをお願い致します。

議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(改正)に関する協議についてご説明致します。

農業経営基盤強化促進法施行規則第5条の規定により農業委員会にて協議することとなっております。見直しの内容については産業振興課担当者より説明していただきますので、事前に配布してあります議案第3号別紙①及び②をご覧ください。それではよろしくお願い致します。

産業振興課 (～担当者説明～)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を異議なしで回答することに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手) 全員賛成ですので、議案第3号は異議なしで回答することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。その他、事務局より何かあればお願い致します。

これをもちまして、令和5年度第4回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和5年7月10日（月）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 菊池 國廣 ⑩

議事録署名者 澤谷 政夫 ⑩